

# 福島県環境影響評価条例施行規則

制定	平成11年	4月	9日	福島県規則第	69号
改正	平成11年	6月	11日	福島県規則第	77号
	平成12年	4月	1日	福島県規則第	116号
	平成12年	12月	26日	福島県規則第	193号
	平成14年	1月	15日	福島県規則第	1号
	平成15年	3月	24日	福島県規則第	13号
	平成15年	10月	3日	福島県規則第	79号
	平成16年	3月	30日	福島県規則第	47号
	平成17年	3月	29日	福島県規則第	51号
	平成18年	3月	31日	福島県規則第	77号
	平成19年	3月	9日	福島県規則第	8号
	平成21年	9月	29日	福島県規則第	83号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県環境影響評価条例(平成10年福島県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第1区分事業)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

(平11規則77・一部改正)

(第2区分事業)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

(平11規則77・一部改正)

(第2区分事業の届出の方法)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出は、第2区分事業届出書(様式第1号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(第2区分事業に係る判定の基準)

第5条 条例第5条第3項(同条第4項及び条例第26条第2項において準用する場合を含む。)に規定する判定については、その第2区分事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- (1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれ大きいこと。
- (2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、その第2区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2区分事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
  - ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
  - イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
  - ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない、若しくはほとんど受けて

いない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

- (3) その第2区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例等により指定された対象が存在し、かつ、当該第2区分事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

- ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路
- イ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域
- ウ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国立公園又は福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- エ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、福島県自然環境保全条例(昭和47年福島県条例第55号)第12条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同条例第20条第1項の規定により指定された緑地環境保全地域
- オ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第2項の規定により指定された保安林(同条第1項第8号、第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。)の区域
- カ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区(都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)附則第3条の規定により特別緑地保全地区とみなされる緑地保全地区を含む。)の区域
- キ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- ク 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- ケ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
- コ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第15条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域
- サ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項又は福島県文化財保護条例(昭和45年福島県条例第43号)第24条第1項の規定により指定された名勝若しくは福島県指定名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物若しくは福島県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)
- シ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区
- ス 福島県生活環境の保全等に関する条例(平成8年福島県条例第32号)第28条第1項の規定により指定された特別排水規制水域、同条例第49条第1項の規定により指定された地下水水質保全特別区域又は同条例第84条第1項の規定により指定された深夜騒音規制地域
- セ 福島県景観条例(平成10年福島県条例第13号)別表備考に規定する景観形成重点地域
- ソ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成14年福島県条例第23号)第39条第1項の規定により指定された水環境保全区域

- (4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、その第2区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第2区分事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

- ア 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準であ

って、大気の汚染(二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。)、水質の汚濁(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。)又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項に規定する限度を超えている地域

ウ 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項に規定する限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、1以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第2区分事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第2区分事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第2区分事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 当該第2区分事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、別表第1の第2欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

(2) 当該第2区分事業及び当該同種の事業が、総体として前項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

(平11規則77・追加、平15規則13・平16規則47・平17規則51・一部改正)

(方法書の作成)

第6条 条例第6条第1項第2号に規定する対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業の種類

(2) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)の位置

(3) 対象事業の規模

(4) 対象事業の供用時において使用される機材及び設置されることとなる建築物の種類並びにこれらの配置計画の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

3 事業者は、その対象事業に係る方法書に条例第6条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を技術指針に定める地域特性に関する情報の事項の区分に応じて記載しなければならない。

4 事業者は、その対象事業に係る方法書に第1項第2号及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

5 事業者は、その対象事業に係る方法書に条例第6条第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、その環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

6 事業者は、条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その旨を明らかにするものとする。

(平11規則77・追加、平19規則8・一部改正)

(方法書の送付)

第7条 条例第7条の規定による方法書の送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第2号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(環境影響を受ける範囲であると認められる地域)

第8条 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(平11規則77・追加)

(方法書についての公告の方法)

第9条 条例第8条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 官報への掲載
- (2) 福島県報への掲載
- (3) 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域をその区域に含む市町村(以下「関係市町村」という。)の協力を得て、当該関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める方法

(平11規則77・追加)

(方法書の縦覧)

第10条 条例第8条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、第8条の規定により対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内(次に掲げる場所が当該地域内でない場合にあつては、関係市町村の区域内)において次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 福島県の庁舎その他の施設
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(平11規則77・追加、平12規則116・一部改正)

(方法書について公告する事項)

第11条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第9条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(平11規則77・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第12条 条例第9条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(平11規則77・追加)

(方法書についての意見の概要等の送付)

第12条の2 条例第10条に規定する意見の概要を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類は、方

法書についての意見概要書（様式第2号の2）によるものとする。

（平17規則51・追加）

（方法書についての知事の意見に係る期間）

第13条 条例第11条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、次の各号に掲げる場合における期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第11条第1項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるとき 120日を超えない範囲内において知事が定める期間
- (2) 前号の実地の調査において、その方法書に記載された対象事業の内容について事実の確認を求める必要がある等の事由が認められた場合 90日にその手続に要する期間を加算した期間又は前号の規定により定められた期間に当該手続に要する期間を加算した期間

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

（平11規則77・追加、平14規則1・一部改正）

（準備書の作成）

第14条 条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち、対象事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第6条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 土地及び工作物の利用に関する事項
- (3) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- (4) 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項
- (5) 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項
- (6) 土地又は工作物の供用開始後の定常状態に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 条例第14条第1項第4号の事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに記載するものとする。

3 条例第14条第1項第5号に掲げる事項には、技術指針の定めるところにより選定した環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）並びに調査、予測及び評価の手法について、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 技術指針の定めるところにより行った項目の選定の結果の一覧及びに選定項目として選定した理由
- (2) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにそれらの選定の理由
- (3) 調査の手法の選定にあっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性（希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために配慮を行うこと。）
- (4) 調査の手法の選定について、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できる手法として選定した旨
- (5) 予測の手法の選定にあっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、それぞれその内容及び妥当性
- (6) 予測の手法の選定について、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況の推定に当たり、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容
- (7) 予測の手法の選定について、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実

性的内容

(8) 評価の手法の選定について、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容

4 条例第14条第1項第6号イに掲げる事項には、技術指針の定めるところにより選定した環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)及び技術指針の定めるところにより選定した損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)並びに環境保全措置及び代償措置の検討の経過及び検証の結果を記載するものとする。この場合においては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (4) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

5 条例第14条第1項第6号ウに掲げる事項には、技術指針の定めるところにより行うこととした対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)の検討の結果を記載するものとする。この場合においては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 事後調査を行うこととした理由
- (2) 事後調査の項目及び手法
- (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- (4) 事後調査の結果の公表の方法
- (5) 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者(以下この号において「関係地方公共団体等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
- (6) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名(法人にあつては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

6 条例第14条第1項第6号エに掲げる事項の記載に当たっては、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。

7 事業者は、条例第14条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあつては、当該準備書において、その旨を明らかにするものとする。

(平11規則77・追加、平19規則8・一部改正)

(準備書等の送付)

第15条 条例第15条の規定による準備書及び要約書の送付は、環境影響評価準備書等送付書(様式第3号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(準備書についての公告の方法)

第16条 第9条の規定は、条例第16条の規定による公告について準用する。

(平11規則77・追加)

(準備書等の縦覧)

第17条 第10条の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。

(平11規則77・追加)

(準備書について公告する事項)

第18条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第18条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
(平11規則77・追加)

(説明会の開催)

第19条 条例第17条第1項の説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(平11規則77・追加)

(説明会の開催の公告)

第20条 第9条の規定は、条例第17条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第17条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所  
(平11規則77・追加)

(責めに帰することができない理由)

第21条 条例第17条第4項の事業者の責めに帰することができない理由であつて規則で定めるものは、次に掲げる理由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(平11規則77・追加)

(準備書の記載事項の周知)

第22条 条例第17条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第9条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

(平11規則77・追加)

(説明会についての報告)

第23条 条例第17条第5項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第17条第6項の規定による報告は、説明会代替措置報告書(様式第5号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(準備書についての意見書の提出)

第24条 第12条の規定は、条例第18条第1項の意見書について準用する。

(平11規則77・追加)

(準備書についての意見の概要等の送付)

第24条の2 条例第19条に規定する意見の概要を記載した書類、当該意見についての事業者の見解を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類は、準備書についての意見概要書(様式第5号の2)によるものとする。

(平17規則51・追加)

(準備書についての知事の意見に係る期間)

第25条 条例第20条第1項の規則で定める期間は、120日とする。ただし、次の各号に掲げる場合における期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第20条第1項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるとき 150日を超えない範囲内において知事が定める期間
- (2) 前号の実地の調査において、その準備書に記載された対象事業の内容について事実の確認を求める必要がある等の事由が認められた場合 120日にその手続に要する期間を加算した期間又は前号の規定により定められた期間に当該手続に要する期間を加算した期間

2 第13条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

(平11規則77・追加、平14規則1・一部改正)

(公聴会の開催)

第26条 条例第20条第4項の公聴会(以下この条から第33条までにおいて「公聴会」という。)は、関係地域をその区域に含む市町村の区域内において開催するものとする。この場合において、当該区域内に公聴会を開催する適切な場所がないときは、当該区域外において開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の期日の15日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 対象事業の名称、種類及び規模
- (4) 意見を聴こうとする事項
- (5) 公述の申出に関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 前項の規定による公告は、福島県報への掲載、関係市町村の公報又は広報紙への掲載その他適切と認められる方法により行うものとする。

4 知事は、第2項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

(平11規則77・追加)

(公述の申出)

第27条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第2項の規定による公告のあった日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)
- (2) 公述の申出の対象である準備書の名称
- (3) 意見の要旨

(平11規則77・追加)

(公述人の選定等)

第28条 知事は、前条の規定により書面の提出を行った者のうちから、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)を選定するものとする。この場合において、知事は、公聴会の円滑な運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述の時間を制限することができる。

2 知事は、前項の規定により公述人を選定し、又は公述の時間を制限したときは、その旨を前条の規定により書面の提出を行った者に通知するものとする。

(平11規則77・追加)

(公聴会の議長)

第29条 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長になって主宰する。

(平11規則77・追加)

(公述人の陳述)

第30条 公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の陳述は、知事が意見を聴こうとする準備書についての環境の保全の見地からの意見の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の陳述が前項の範囲を超えたとき若しくは第28条第1項の規定により制限された公述の時間を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を制止し、又は当該公述人の退場を命ずることができる。

(平11規則77・追加)

(公聴会の秩序の維持)

第31条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴しようとする者の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

(平11規則77・追加)

(代理人による発言の制限)

第32条 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(平11規則77・追加)

(記録書の作成等)

第33条 議長は、公聴会の終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 対象事業の名称及び種類
- (4) 出席した公述人の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名)
- (5) 公述人の陳述の要旨
- (6) その他公聴会の経過に関する事項

2 知事は、前項の記録書の提出があったときは、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

(平11規則77・追加)

(条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第34条 条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第21条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する修正
- (2) 別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(平11規則77・追加)

(評価書の作成)

第35条 事業者は、評価書を作成する場合において、準備書に記載されている事項を修正したときは、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

2 第14条第2項の規定は、条例第21条第2項第4号に掲げる事項について準用する。

3 第14条第3項から第7項までの規定は、評価書の作成について準用する。

(平11規則77・追加)

(評価書等の送付)

第36条 条例第22条の規定による評価書及び要約書の送付は、環境影響評価書等送付書(様式第6号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(評価書についての知事の意見に係る期間)

第36条の2 条例第22条の2第1項の規則で定める期間は、60日とする。

(平18規則77・追加)

(条例第22条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第36条の3 条例第22条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第22条の3第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する修正
- (2) 別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(平18規則77・追加)

(評価書の補正)

第36条の4 事業者は、条例第22条の3第1項第2号又は同条第2項の規定により評価書の補正を行う場合には、補正後の評価書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第22条の2第1項の意見
- (2) 前号の意見についての事業者の見解
- (3) 補正前の評価書に記載した事項との相違

2 前項第2号の事業者の見解は、意見の項目ごとに記載するものとする。

(平18規則77・追加)

(補正後の評価書等の送付)

第36条の5 条例第22条の3第3項の規定による補正後の評価書及び要約書の送付又は条例第22条の4の規定による評価書及び要約書の送付は、環境影響評価書等送付書により行うものとする。

2 条例第22条の3第3項の規定による補正を必要としないと認める旨の通知書は、環境影響評価書補正不要通知書(様式第6号の2)とする。

(平18規則77・追加)

(評価書についての公告の方法)

第37条 第9条の規定は、条例第23条の規定による公告について準用する。

(平11規則77・追加)

(評価書等の縦覧)

第38条 第10条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。

(平11規則77・追加)

(評価書について公告する事項)

第39条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(平11規則77・追加)

(氏名等の修正等の通知)

第40条 条例第24条(条例第29条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、氏名等修正等通知書(様式第7号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(条例第25条第1項ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第41条 第34条の規定は、条例第25条第1項ただし書(条例第29条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規則で定める軽微な修正及び条例第25条第1項ただし書の規則で定める修正について準用する。

(平11規則77・追加)

(修正の通知)

第42条 条例第25条第2項(条例第29条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、事業内容修正通知書(様式第8号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(判定により手続から離れる場合の公告)

第43条 第9条の規定は、条例第26条第3項の規定による公告について準用する。

2 条例第26条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第26条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 条例第26条第2項において準用する条例第5条第3項第2号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第26条第2項において準用する条例第5条第3項第2号に規定する措置がとられた旨

3 第9条及び前項の規定は、条例第29条第3項において準用する条例第26条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第1号中「条例第26条第1項」とあるのは「条例第29条第3項において準用する条例第26条第1項」と、同項第2号及び第3号中「条例第26条第2項」とあるのは「条例第29条第3項において準

用する条例第26条第2項」と読み替えるものとする。

(平11規則77・追加)

(対象事業の廃止等の場合の公告等)

第44条 第9条の規定は、条例第27条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第27条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第27条第1項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号
- (4) 条例第27条第1項第3号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに事業者となつた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

3 第9条及び前項の規定は、条例第29条第3項において準用する条例第27条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第3号中「条例第27条第1項各号」とあるのは「条例第29条第3項において準用する条例第27条第1項各号」と、同項第4号中「条例第27条第1項第3号」とあるのは「条例第29条第3項において準用する条例第27条第1項第3号」と読み替えるものとする。

4 条例第27条第1項(条例第29条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、対象事業廃止等通知書(様式第9号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(条例第28条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第45条 条例第28条第2項(条例第29条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、別表第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第28条第2項(条例第29条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する変更
- (2) 別表第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限り)であつて、当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(平11規則77・追加)

(評価書公告後の引継ぎの場合の公告)

第46条 第9条の規定は、条例第28条第4項の規定による公告について準用する。

2 条例第28条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
- (4) 引継ぎにより新たに事業者となつた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

3 第9条及び前項の規定は、条例第29条第3項において準用する条例第28条第4項の規定による公告について準用する。

(平11規則77・追加)

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)

第47条 第9条の規定は、条例第29条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第29条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第29条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

(平11規則77・追加)

(再実施に係る規則で定める期間)

第48条 条例第30条の規則で定める期間は、5年とする。

(平11規則77・追加)

(工事の着手等の届出)

第49条 条例第33条(条例第43条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、対象事業工事着手届(様式第10号)又は対象事業工事完了届(様式第11号)により行うものとする。

(平11規則77・追加)

(報告書)

第50条 条例第34条(条例第43条において準用する場合を含む。)の報告書は、事後調査報告書(様式第12号)とする。

(平11規則77・追加)

(報告書についての公告の方法)

第50条の2 条例第34条の2(条例第43条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 官報への掲載
- (2) 福島県報への掲載
- (3) 関係市町村の協力を得て、当該関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める方法

(平18規則77・追加)

(報告書の縦覧)

第50条の3 条例第34条の2(条例第43条において準用する場合を含む。)の規定により報告書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 福島県の庁舎その他の施設
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(平18規則77・追加)

(報告書について公告する事項)

第50条の4 条例第34条の2(条例第43条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲

- (5) 調査の項目
- (6) 報告書の縦覧の場所、期間及び時間  
(平18規則77・追加)

(身分証明書)

第51条 条例第35条第3項(条例第43条において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(様式第13号)とする。

(平11規則77・追加)

(公聴会の開催)

第52条 第26条から第33条までの規定は、条例第42条の公聴会について準用する。この場合において、第26条第1項中「関係地域」とあるのは「環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第15条の関係地域」と、同条第2項第2号中「事業者」とあるのは「法第2条第5項の事業者」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「法第2条第4項の対象事業」と、同条第4項中「事業者」とあるのは「法第2条第5項の事業者」と、「関係市町村長」とあるのは「法第15条の関係市町村長」と、第27条第2号及び第30条第2項中「準備書」とあるのは「法第14条第1項の準備書」と、第33条第1項第2号中「事業者」とあるのは「法第2条第5項の事業者」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「法第2条第4項の対象事業」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「法第2条第5項の事業者」と、「関係市町村長」とあるのは「法第15条の関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 法第40条第1項の規定により同項の都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の前項の規定の適用については、同項中「法第2条第5項の事業者」とあるのは「法第39条第1項の都市計画決定権者」と、「法第2条第4項の対象事業」とあるのは「法第40条第2項の都市計画対象事業」とする。

(平11規則77・追加)

(都市計画に定められる第2区分事業等)

第53条 条例第48条第1項の規定により同項の県(以下「県」という。)が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「第2区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)」とあるのは「第48条第1項の県(以下「県」という。))は、第2区分事業又は第2区分事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「その氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「県の名称」と、同条第2項中「第26条第1項」とあるのは「規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第26条第1項」と、同条第3項第1号及び第2号中「及び前項の市町村長」とあるのは「前項の市町村長及び当該第2区分事業を実施しようとする者」と、同条第4項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第5項中「第26条第2項」とあるのは「規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第26条第2項」と、同条第6項中「第2区分事業を実施しようとする者」とあるのは「県」と、同条第7項中「市町村長」とあるのは「市町村長及び当該第2区分事業を実施しようとする者」とする。

2 前項の規定は、条例第48条第3項の規定により同項の市町村等が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合における同条の規定による手続について準用する。この場合において、前項中「第48条第1項」とあるのは「第48条第3項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第54条第2項」とあるのは「第59条」と読み替えるものとする。

(平11規則77・追加、平12規則116・一部改正)

(都市計画に定められる対象事業等)

第54条 条例第48条第4項の規定による環境影響評価その他の手続は、次項、次条から第58条まで及び第60条に定めるところにより、県がその対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第6条第2項、第14条第2項、第24条並びに第27条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 条例第48条第4項及び前項の規定により県が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第23条まで（条例第6条第2項及び第14条第2項を除く。）及び第25条から第29条まで（条例第27条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例第6条第1項	事業者は、対象事業	県は、規則第54条第1項の対象事業等（第25条第1項及び第27条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
条例第6条第1項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	県の名称
条例第6条第1項第2号及び第4号、第7条、第12条、第13条、第14条第1項、第15条、第21条第1項、第22条の3第1項、第28条の見出し並びに同条第1項及び第4項並びに第29条第3項	対象事業	都市計画対象事業
条例第6条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
条例第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第11条第1項、第12条、第13条、第14条第1項、第15条から第17条まで、第18条第1項、第19条、第20条第1項及び第5項、第21条、第22条、第22条の2第1項及び第3項、第22条の3、第22条の4、第23条、第25条、第26条第1項及び第3項、第27条第1項並びに第28条第1項	事業者	県
条例第25条第1項	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
条例第25条第1項及び第27条の見出し	対象事業	対象事業等
条例第26条第1項	修正しよう	修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	第5条第1項	規則第53条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第1項
条例第26条第2項	第5条第2項	規則第53条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第2項
	同条第3項第1号	規則第53条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号
条例第26条第3項	第5条第3項第2号	規則第53条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号
条例第27条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
条例第28条第1項	を行う	が行われる
条例第28条第2項	事業者又は対象事業を実施している者（以下「事業者等」という。）	県
条例第28条第2項から第4	を行った	が行われた

項まで及び第29条第1項		
条例第28条第3項及び第4項並びに第29条第1項及び第2項	事業者等	県
条例第28条第3項	者（ を行い	県（ が行われ
条例第28条第4項	前条第2項	第27条第2項
条例第29条第1項	対象事業の 対象事業について	都市計画対象事業の 都市計画対象事業について

(平11規則77・追加、平12規則116・平18規則77・一部改正)

(都市計画に係る手続との調整)

第55条 前条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条又は第23条の規定により県が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

(平11規則77・追加、平成12規則116・一部改正)

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第56条 第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定による公告を行った後に、県が第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第28条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該県が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第28条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「事業者又は対象事業を実施している者(以下「事業者等」という。))は、第23条」とあるのは「県は、規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第23条」と、「第6条第1項第2号」とあるのは「規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号」と、「を変更しよう」とあるのは「の変更に係る都市計画の変更をしよう」と、「当該変更」とあるのは「当該事項の変更」と、同条第3項中「第1項の規定は、第23条」とあるのは「第28条第1項の規定は、県が規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第23条」と、「第6条第1項第2号」とあるのは「規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号」と、「その事業」とあるのは「その事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者等」とあるのは「都市計画に係る事業者等」と、「第1項中」とあるのは「第28条第1項中「第23条」とあるのは「規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第23条」と、」と、「を行い」とあるのは「が行われ」と、「行うものに限る。))」とあるのは「行われるものに限る。))」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第21条第1項」とあるのは「規則第54条第2項の規定により読み替えて適用される第21条第1項」とする。

(平11規則77・追加、平12規則116・一部改正)

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第57条 事業者が条例第6条の規定により方法書を作成してから条例第8条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする県が、当該方法書に係る対象事業が第1区分事業である場合にあっては事業者(事業者が既に条例第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)に、第2区分事業である場合にあっては事業者及び知事(事業者が既に条例第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第48条第4項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知

を受けた後、直ちに当該方法書を県に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は県が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は県に対して行われたものとみなす。
- 3 事業者が条例第8条の規定による公告を行ってから条例第16条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする県が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を県に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第48条第4項の規定は、県が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 事業者が条例第16条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第4章及び第5章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第48条第4項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第23条の規定による公告を行った後、速やかに、県に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

(平11規則77・追加、平12規則116・一部改正)

(事業者の協力)

第58条 県は、第2区分事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第53条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(平11規則77・追加、平12規則116・一部改正)

(市町村等が行う環境影響評価その他の手続)

第59条 第54条から前条までの規定は、条例第48条第6項の規定により同項の市町村等が行う環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第54条第1項中「第48条第4項」とあるのは「第48条第6項」と、「次項、次条から第58条まで及び第60条」とあるのは「第59条及び第61条」と、「県」とあるのは「市町村等」と、同条第2項中「第48条第4項」とあるのは「第48条第6項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第53条第1項」とあるのは「第53条第2項」と、第55条中「前条第2項」とあるのは「第59条」と、「県」とあるのは「市町村等」と、第56条第1項中「第54条第2項」とあるのは「第59条」と、同項及び同条第2項中「県」とあるのは「市町村等」と、同項中「第54条第2項」とあるのは「第59条」と、第57条第1項中「都市計画に定めよう」とあるのは「都市計画に定め、条例第48条第5項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わって行おう」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第48条第4項」とあるのは「第48条第6項」と、同条第2項中「県」とあるのは「市町村等」と、同条第3項中「都市計画に定めよう」とあるのは「都市計画に定め、条例第48条第5項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わって行おう」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第48条第4項」とあるのは「第48条第6項」と、同条第5項中「第48条第4項」とあるのは「第48条第5項」と、同項及び第58条中「県」とあるのは「市町村等」と読み替えるものとする。

(平12規則116・追加)

(県が手続を行う場合の読替え)

第60条 条例第48条第1項の規定により県が条例第5条の規定による手続を行う場合においては、第4条及び第5条の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「第53条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第5条第1項中「条例第5条第3項(同条第4項及び」とあるのは「第53条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3項(第53条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項及び第54条第2項の規定により読み替えて適用される」とする。

2 条例第48条第4項の規定により県が環境影響評価その他の手続を行う場合にける第6条から第39条まで(第6条

第6項及び第14条第7項を除く。)及び第41条から第46条まで(第43条第3項、第44条第2項第4号、同条第3項及び第46条第3項を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	条例第6条第1項第2号に規定する対象事業	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号に規定する都市計画対象事業
第6条第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに同条第2項から第5項まで、第10条、第11条第2号、第13条第1項第2号、第14条第1項、第3項第6号及び第5項、第18条第2号、第20条第2項第2号、第25条第1項第2号、第26条第2項第3号、第33条第1項第3号、第34条第1項並びに第2項第2号及び第3号、第36条の3第1項並びに第2項第2号及び第3号、第39条第2号、第44条の見出し及び同条第2項第2号、第45条第1項並びに第2項第2号及び第3号、第46条第2項第2号及び第3号、別表第2並びに別表第3	対象事業	都市計画対象事業
第6条第1項第2号	対象事業が	都市計画対象事業が
第6条第2項から第5項まで、第10条第1号及び第4号、第13条第2項、第19条、第24条の2、第26条第4項、第33条第2項、第35条第1項、第36条の4並びに第46条第2項第1号及び第4号	事業者	県
第6条第3項	条例第6条第1項第3号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号
第6条第5項	条例第6条第1項第4号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第4号
第7条、第34条第1項及び第2項第3号、第36条の3第1項及び第2項第3号並びに第45条第1項及び第2項第3号	条例第7条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第8条、第9条第3号、第11条第4号	条例第7条の対象事業	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業
第9条から第11条まで	条例第8条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
第11条第1号、第18条第1号、第20条第2項第1号、第26条第2項第2号、第33条第1項第2号、第39条第1号及び第44条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	県の名称
第11条第7号及び第12条第1項	条例第9条第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
第12条の2	条例第10条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条
第13条第1項	条例第11条第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項
第14条第1項	条例第14条第1項第1号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号

第14条第2項	条例第14条第1項第4号の事業者の見解	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第4号の県の見解
第14条第3項	条例第14条第1項第5号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第5号
第14条第3項第8号及び第5項第6号並びに第21条第2号	事業者以外	県以外
第14条第4項	条例第14条第1項第6号イ	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号イ
第14条第5項	条例第14条第1項第6号ウ	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ウ
第14条第6項	条例第14条第1項第6号エ	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号エ
第15条	条例第15条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第16条から第18条まで	条例第16条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
第18条第7号	条例第18条第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第19条	条例第17条第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第20条	条例第17条第2項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
第21条	条例第17条第4項の事業者の責めに帰することができない理由	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項の県の責めに帰することができない理由
第22条第1項	条例第17条第4項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項
第23条第1項	条例第17条第5項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第5項
第23条第2項	条例第17条第6項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第6項
第24条	条例第18条第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第24条の2	条例第19条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条
第25条第1項	条例第20条第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項
第26条第1項	条例第20条第4項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第4項
第34条（見出しを含む。）	条例第21条第1項第1号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項第1号
第35条第2項	条例第21条第2項第4号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項第4号
第36条	条例第22条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第36条の2	条例第22条の2第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の2第1項

第36条の3（見出しを含む。）	条例第22条の3第1項第1号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の3第1項第1号
第36条の4第1項	条例第22条の3第1項第2号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の3第1項第2号
第36条の4第1項第1号	条例第22条の2第1項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の2第1項
第36条の5	条例第22条の3第3項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の3第3項
第36条の5第1項	条例第22条の4	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条の4
第37条から第39条まで	条例第23条	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第23条
第41条（見出しを含む。）	条例第25条第1項ただし書の	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項ただし書の
第41条	条例第25条第1項ただし書（条例第29条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項ただし書
第42条	条例第25条第2項（条例第29条第3項において準用する場合を含む。）	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第2項
第43条第1項及び第2項	条例第26条第3項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第3項
第43条第2項第1号	条例第26条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項の規定による届出をした者の名称
第43条第2項第2号及び第3号	条例第26条第2項において準用する条例第5条第3項第2号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項において準用する、第53条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3項第2号
第44条第1項及び第2項	条例第27条第1項の	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項の
第44条第2項第3号	条例第27条第1項各号	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項各号
第44条第4項	条例第27条第1項（条例第29条第3項において準用する場合を含む。）	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項
第45条の見出し	条例第28条第2項	第54条第2項及び第56条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第2項
第45条	条例第28条第2項（条例第29条第3項において準用する場合を含む。）	第54条第2項及び第56条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第2項
第46条第1項及び第2項	条例第28条第4項	第54条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第4項

（平11規則77・追加、平12規則116・旧第59条繰下・一部改正、平17規則51・平18規則77・一部改正、平19規則8・一部改正）

(市町村等が手続を行う場合の読替え)

第61条 前条第1項の規定は、条例第48条第3項の規定により市町村等が行う条例第5条の規定による手続について準用する。この場合において、前条の見出し中「県」とあるのは「市町村等」と、同条第1項中「第48条第1項」とあるのは「第48条第3項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第53条第1項」とあるのは「第53条第2項」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、条例第48条第6項の規定により市町村等が行う環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、前条第2項中「第48条第4項」とあるのは「第48条第6項」と、「県」とあるのは「市町村等」と、「第54条第2項の」とあるのは「第59条の」と、「第53条第1項」とあるのは「第53条第2項」と、「第54条第2項及び第56条第2項」とあるのは「第59条」と読み替えるものとする。

(平12規則116・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。

(条例附則第3項の規則で定める軽微な変更等)

2 第45条の規定は、条例附則第3項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、同条第1項並びに第2項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第3中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

(平11規則77・追加)

(条例附則第3項第1号の規則で定める行為)

3 条例附則第3項第1号の規則で定める行為は、附則別表の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる行為とする。

(平11規則77・旧第2項繰下)

(条例の施行により新たに対象事業となる事業の環境影響の程度を低減する変更)

4 条例附則第4項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

(平11規則77・追加)

(その他の経過措置)

5 条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第2区分事業となる事業のうち条例第5条第3項第1号の措置がとられたものを含む。)について、福島県環境影響評価要綱(平成3年福島県告示第508号)の規定に基づく環境影響評価について知事に提出された調査実施計画書があるときは、当該調査実施計画書は、条例第11条に規定する手続を経た方法書とみなす。

(平11規則77・追加・旧第3項繰下)

附 則(平成12年4月1日福島県規則第116号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日福島県規則第193号)

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成14年1月15日福島県規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月24日福島県規則第13号)

この規則中第5条第1項第3号ウの改正規定並びに附則別表の13の項カ及び16の項エの改正規定は平成15年4月1日から、第5条第1項第3号クの改正規定は同月16日から、その他の改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則(平成15年10月3日福島県規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日福島県規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日福島県規則第51号）

- 1 この規則中第5条第1項第3号カの改正規定（「（昭和48年法律第72号）」の下に「第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法」を加える部分に限る。）及び同号サの改正規定は平成17年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号。以下「条例」という。）第5条第1項及び第4項並びに条例第26条第1項の規定によりなされている届出に係る条例第5条第3項（同条第4項及び条例第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に条例第10条の規定により送付された意見の概要を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類並びに条例第19条の規定により送付された意見の概要を記載した書類、当該意見についての事業者の見解を記載した書類及び意見書の提出がなかった旨を記載した書類は、それぞれ改正後の福島県環境影響評価条例施行規則第12条の2に規定する方法書についての意見概要書及び同規則第24条の2に規定する準備書についての意見概要書とみなす。

附 則（平成18年3月31日福島県規則第77号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日福島県規則第8号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 事業者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号。以下「条例」という。）第8条の規定により方法書の公告を行っている対象事業に係る当該方法書の作成については、改正後の福島県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第16条の規定により準備書の公告を行っている対象事業に係る方法書、当該準備書及び評価書の作成については、第35条第3項並びに改正後の規則第6条及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第6条の規定による方法書の作成及び同規則第14条の規定による準備書の作成は、施行日前においても行うことができる。

#### 附則別表

事業の種類	規則で定める行為
1 条例別表第1号に掲げる事業の種類	ア 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 イ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 ウ 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可 エ 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項若しくは第4項、第7条の12第1項若しくは第4項又は第8条第1項若しくは第4項の規定による許可
2 条例別表第2号に掲げる事業の種類	ア 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項、第95条の2第1項、第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項の規定による認可、同法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 イ 特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第4条の規定による基本計画の作成又は変更 ウ 水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可

	<p>エ 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第3条第2項又は第6条第2項の規定による許可</p> <p>オ 水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第20条第1項の規定による認可</p> <p>カ 河川法(昭和39年法律第167号)第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可(河川法施行令(昭和40年政令第14号)第45条第2号に係る場合に限る。)、同法第79条第2項第2号の規定による認可又は同法第95条の規定による協議</p>
3 条例別表第3号に掲げる事業の種類	<p>ア 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項、第9条第1項(同法第12条第4項において準用する場合を含む。 )又は第12条第1項の規定による認可</p> <p>イ 軌道法(大正10年法律第76号)第5条第1項又は軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第6条第1項の規定による認可</p>
4 条例別表第4号に掲げる事業の種類	<p>ア 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可又は同法第55条の2第2項において準用する同法第38条第3項の規定による告示</p> <p>イ 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第107条第2項において準用する航空法第49条第1項の告示</p>
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
6 条例別表第6号に掲げる事業の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の4第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出
7 条例別表第7号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許又は同法第42条第1項の規定による承認
8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	<p>ア 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第52条第1項、第55条第12項、第66条第1項、第69条第12項、第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可</p> <p>イ 住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)第41条第1項又は第14項(これらの規定を地域振興整備公団法(昭和37年法律第95号)第21条の2において準用する場合を含む。 )の規定による認可</p>
9 条例別表第9号に掲げる事業の種類	都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項から第4項まで又は第63条第1項の規定による認可又は承認
10 条例別表第10号に掲げる事業の種類	都市計画法第59条第1項から第3項まで又は第63条第1項の規定による認可又は承認
11 条例別表第11号に掲げる事業の種類	都市計画法第59条第1項から第3項まで又は第63条第1項の規定による認可又は承認
12 条例別表第12号に掲げる事業の種類	<p>ア 森林法第10条の2第1項の規定による許可</p> <p>イ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可</p> <p>ウ 地域振興整備公団法第19条の2第1項の規定による認可</p> <p>エ 環境事業団法(昭和40年法律第95号)第21条第1項の規定による認可</p> <p>オ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)第1条の規定による改正前の都市計画法第29条、第35条の2第1項又は附則第4項の規定による許可</p>
13 条例別表第13号に掲げる事業の種類	<p>ア 森林法第10条の2第1項の規定による許可</p> <p>イ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可</p> <p>ウ 地域振興整備公団法第19条の2第1項の規定による認可</p> <p>エ 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第28条の規定による意見の聴取</p> <p>オ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)第1条の規定による改正前の都市計画法第29条、第35条の2第1項又は附則第4項の規定による許可</p> <p>カ 自然公園法の一部を改正する法律(平成14年法律第29号)による改正前の自然公園法(昭和32年法律第161号)第17条第3項、第18条第3項若しくは第18条の2第3項の規定による許可又は同法第20条第1項の規定による届出</p> <p>キ 福島県立自然公園条例の一部を改正する条例(平成15年福島県条例第15号)による改正前の福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第13条第3項の規定による許可又は同条例第15条第1項の規定による届出</p>
14 条例別表第	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の3第1項(同条第4項において準

14号に掲げる事業の種類	用する場合を含む。)の規定による認可
15 条例別表第15号に掲げる事業の種類	工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項の規定による届出
16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	ア 森林法第10条の2第1項の規定による許可 イ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 ウ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)第1条の規定による改正前の都市計画法第29条、第35条の2第1項又は附則第4項の規定による許可 エ 自然公園法の一部を改正する法律(平成14年法律第29号)による改正前の自然公園法第17条第3項、第18条第3項若しくは第18条の2第3項の規定による許可又は同法第20条第1項の規定による届出 オ 福島県立自然公園条例の一部を改正する条例(平成15年福島県条例第15号)による改正前の福島県立自然公園条例第13条第3項の規定による許可又は同条例第15条第1項の規定による届出
17 条例別表第17号に掲げる事業の種類	ア 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可又は同法第42条の2の規定による協議 イ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可又は同法第43条の規定による協議 ウ 河川法第25条、第27条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可又は同法第95条の規定による協議 エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可 オ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可

別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

事業の種類	第1区分事業の要件	第2区分事業の要件
1 条例別表第1号に掲げる事業の種類	ア 道路法第2条第1項の道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)を除く。)及び道路運送法第2条第8項の自動車道(以下「一般国道等」という。)の新設の事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。)の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)	一般国道等の新設の事業(車線の数が4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上7.5キロメートル未満である道路を設けるものに限る。)
	イ 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が7.5キロメートル以上であるものに限る。)	一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上7.5キロメートル未満であるものに限る。)
	ウ 森林法第4条第2項第4号の林道(以下「林道」という。)の新設の事業(幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが1.5キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)	林道の新設の事業(幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが1.0キロメートル以上1.5キロメートル未満である林道を設けるものに限る。)
2 条例別表第2号に掲げる事業の種類	ア 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が7.5ヘクタール以上であるダムの新築の事業	貯水面積が5.0ヘクタール以上7.5ヘクタール未満であるダムの新築の事業
	イ 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域(以下「湛水区域」という。)の面積(以下「湛水面積」という。)が7.5ヘクタール以上である堰の新築の事業	湛水面積が5.0ヘクタール以上7.5ヘクタール未満である堰の新築の事業
	ウ 改築後の湛水面積が7.5ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が3.7.5ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の湛水面積が5.0ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が2.5ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(この項のウの第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	エ 施設が設置される土地の面積及び施設の種類により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計(以下「湖沼開発面積」という。)が7.5ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業	湖沼開発面積が5.0ヘクタール以上7.5ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業
	オ 7.5ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	5.0ヘクタール以上7.5ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業

3 条例別表第3号に掲げる事業の種類	ア 鉄道事業法による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条の新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが7.5キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)	普通鉄道の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第6項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが5キロメートル以上7.5キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。)
	イ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(1の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「鉄道施設の改良」という。)の事業(改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上であるものに限る。)	普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが5キロメートル以上7.5キロメートル未満であるものに限る。)
	ウ 軌道法による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。)の建設の事業(長さが7.5キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。)	新設軌道の建設の事業(長さが5キロメートル以上7.5キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。)
	エ 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(1の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「線路の改良」という。)の事業(改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上であるものに限る。)	新設軌道に係る線路の改良の事業(改良に係る部分の長さが5キロメートル以上7.5キロメートル未満であるものに限る。)
4 条例別表第4号に掲げる事業の種類	ア 飛行場及びその施設の設置の事業(長さが1,875メートル以上である滑走路を設けるものに限る。)	飛行場及びその施設の設置の事業(長さが1,250メートル以上1,875メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のアの第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	イ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが1,875メートル以上であるものに限る。)	滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが1,250メートル以上1,875メートル未満であるものに限るものとし、この項のイの第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	ウ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが1,875メートル以上であり、かつ、滑走路を375メートル以上延長するものに限る。)	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが1,250メートル以上であり、かつ、滑走路を250メートル以上延長するものに限るものとし、この項のウの第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	ア 出力が22,500キロワット以上である水力発電所の設置の工事業	出力が15,000キロワット以上22,500キロワット未満である水力発電所の設置の工事業
	イ 出力が22,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業	出力が15,000キロワット以上22,500キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業
	ウ 出力が112,500キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業	出力が75,000キロワット以上112,500キロワット未満である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業
	エ 出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業	出力が75,000キロワット以上112,500キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業
	オ 出力が7,500キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事業	出力が5,000キロワット以上7,500キロワット未満である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事業

	カ 出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事の事業	出力が5,000キロワット以上7,500キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事の事業
	キ 出力が10,000キロワット以上又は風車が15台以上である風力発電所の設置の工事業	出力が7,000キロワット以上10,000キロワット未満又は風車が10台以上14台以下である風力発電所の設置の工事業
	ク 出力が10,000キロワット以上又は風車が15台以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	出力が7,000キロワット以上10,000キロワット未満又は風車が10台以上14台以下である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業
6 条例別表第6号に掲げる事業の種類	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業(埋立処分の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積が5ヘクタール以上又は埋立容量が250,000立方メートル以上であるものに限る。)	
	イ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上又は埋立容量が250,000立方メートル以上増加するものに限る。)	
	ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理するもの(以下「ごみ焼却施設」という。)又は同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業(1時間当たりの処理能力が4トン以上であるごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設を設けるものに限る。)	
	エ ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業(1時間当たりの処理能力が4トン以上増加するものに限る。)	
7 条例別表第7号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域(以下「埋立干拓区域」という。)の面積が40ヘクタール以上であるものに限る。)	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立干拓区域の面積が30ヘクタール以上40ヘクタール未満であるものに限る。)
8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	土地区画整理法第2条第1項の土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	土地区画整理法第2条第1項の土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)
9 条例別表第9号に掲げる事業の種類	新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項の新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	新住宅市街地開発法第2条第1項の新住宅市街地開発事業である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)
10 条例別表第10号に掲げる事業の種類	新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項の新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	新都市基盤整備法第2条第1項の新都市基盤整備事業である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)
11 条例別表第11号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項の流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)

1 2 条例別表第12号に掲げる事業の種類	工場又は事業場(製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。)の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「工業団地等」という。)の造成の事業(工業団地等の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	工業団地等の造成の事業(工業団地等の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)
1 3 条例別表第13号に掲げる事業の種類	建物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「宅地」という。)の造成の事業(宅地の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	宅地の造成の事業(宅地の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)
1 4 条例別表第14号に掲げる事業の種類	ア 下水道法第2条第6号の終末処理場(以下「終末処理場」という。)の新設の事業(終末処理場の用に供される敷地の面積が75ヘクタール以上であるもの又は1時間当たりの処理能力が4トン以上である汚泥の焼却施設を設けるものに限る。)	終末処理場の新設の事業(終末処理場の用に供される敷地の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限るものとし、この項のアの第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	イ 終末処理場の規模の変更の事業(終末処理場に係る汚泥の焼却施設の1時間当たりの処理能力が4トン以上増加するものに限る。)	
1 5 条例別表第5号又は第15号に掲げる事業の種類	ア 工場等(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設から排出されるガスの量(温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出されるガスの最大量をいう。以下「排出ガス量」という。)が100,000立方メートル以上又は水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第5項に規定する排出水の量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下「排出水量」という。)が10,000立方メートル以上であるものに限る。)の新設の事業	工場等(排出ガス量が75,000立方メートル以上100,000立方メートル未満又は排出水量が7,500立方メートル以上10,000立方メートル未満であるものに限る。)の新設の事業(この項のアの第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	イ 工場等の規模の変更の事業(排出ガス量が100,000立方メートル以上又は排出水量が10,000立方メートル以上増加するものに限る。)	工場等の規模の変更の事業(排出ガス量が75,000立方メートル以上100,000立方メートル未満又は排出水量が7,500立方メートル以上10,000立方メートル未満増加するものに限るものとし、この項のイの第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
1 6 条例別表第16号に掲げる事業の種類	ア ゴルフ場、スキー場、遊園地、動物園、野球場、陸上競技場、サーキット場その他の運動・レジャー施設(これらと一体となって整備される施設を含む。以下「レクリエーション施設」という。)の建設の事業(レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	レクリエーション施設の建設の事業(レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)
	イ レクリエーション施設の変更の事業(レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が75ヘクタール以上増加するものに限る。)	レクリエーション施設の変更の事業(レクリエーション施設の用に供するための土地の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満増加するものに限る。)
1 7 条例別表第17号に掲げる事業の種類	ア 採石法第2条の岩石、砂利採取法第2条の砂利又は土の採取の事業(施行する区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)	採石法第2条の岩石、砂利採取法第2条の砂利又は土の採取の事業(施行する区域の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満であるものに限る。)

	イ 採石法第2条の岩石、砂利採取法第2条の砂利又は土の採取の規模の変更の事業(施行する区域の面積が75ヘクタール以上増加するものに限る。)	採石法第2条の岩石、砂利採取法第2条の砂利又は土の採取の規模の変更の事業(施行する区域の面積が50ヘクタール以上75ヘクタール未満増加するものに限る。)
--	-----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

備考 15の項の事業の種類にあつては、技術指針で定めるところにより選定される工場等の新設の事業について必要な環境影響評価の項目について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は条例の規定に基づき環境影響評価が行われた工業団地等又は宅地に、その環境影響評価書に従って建設されるもの(環境への負荷が増加しない変更又は環境への負荷の増加が軽微である変更のみを行って建設されるものを含む。)であると知事が認めるものを除く。

別表第2(第34条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項のア又はイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項のウに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項のアに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項のイ又はウに該当する対象事業	<sup>たん</sup> 湛水区域の位置	新たに <sup>たん</sup> 湛水区域となる部分の面積が修正前の <sup>たん</sup> 湛水面積の20パーセント未満であること。
	<sup>せき</sup> 固定堰又は <sup>せき</sup> 可動堰の別	
5 別表第1の2の項のエに該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面積)が修正前の湖沼開発面積の20パーセント未満であること。
6 別表第1の2の項のオに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
7 別表第1の3の項のア又はイに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域(別表第1の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路(1の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
8 別表第1の3の項のウ又はエに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
9 別表第1の4	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。

の項に該当する対象事業	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
10 別表第1の5の項のア又はイに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム <sup>せき</sup> の貯水区域 <sup>たん</sup> の位置	新たにダム <sup>せき</sup> の貯水区域 <sup>たん</sup> となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	堰 <sup>せき</sup> の湛水区域 <sup>たん</sup> の位置	新たに堰 <sup>せき</sup> の湛水区域 <sup>たん</sup> となる部分の面積が修正前の <sup>たん</sup> 湛水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダム <sup>たん</sup> の別	
11 別表第1の5の項のウ又はエに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
12 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	風車の台数	風車の台数が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であり、かつ、埋立容量が修正前の埋立処分場所の埋立容量の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
15 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の処理能力	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
16 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
17 別表第1の8の項から11の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
18 別表第1の12の項又は13の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに工業団地等又は宅地となる部分の面積が修正前の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

19 別表第1の14の項に該当する対象事業	終末処理場の用に供される敷地の位置	新たに終末処理場の用に供される敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	汚泥の焼却施設の処理能力	汚泥の焼却施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
20 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量が10パーセント以上増加せず、かつ、排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
21 別表第1の16の項に該当する対象事業	レクリエーション施設の用に供するための土地の位置	新たにレクリエーション施設の用に供するための土地となる部分の面積が修正前の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
22 別表第1の17の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

別表第3(第45条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第1の1の項のア又はイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で、高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 別表第1の1の項のウに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2の項のアに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別 対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
4 別表第1の2の項のイ又はウに該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
	堰の位置	堰の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
5 別表第1の2の項のエに該当する対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあっては、水平投影面積)が変更前の湖沼開発面積の10パーセント未満であること。
6 別表第1の2の項のオに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
7 別表第1の3	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。

の項のア又はイに該当する対象事業	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
8 別表第1の3の項のウ又はエに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
9 別表第1の4の項に該当する対象事業	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
10 別表第1の5の項のア又はイに該当する対象事業	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム <sup>せき</sup> の貯水区域 <sup>たん</sup> の位置	新たにダム <sup>せき</sup> の貯水区域 <sup>たん</sup> となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	堰 <sup>せき</sup> の湛水区域 <sup>たん</sup> の位置	新たに堰 <sup>せき</sup> の湛水区域 <sup>たん</sup> となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダム <sup>せき</sup> のコンクリートダム又はフィルダム <sup>たん</sup> の別	
11 別表第1の5の項のウ又は	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
11 別表第1の5の項のウ又は	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。

エに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
12 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しないこと。
13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。
	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	風車の台数	風車の台数が10パーセント以上増加しないこと。
14 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	風車の高さ	風車の高さが10パーセント以上増減しないこと。
	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であり、かつ、埋立容量が変更前の埋立処分場所の埋立容量の10パーセント未満であること。
15 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の処理能力	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
16 別表第1の7の項に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から50メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の8の項から11の項までに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
18 別表第1の12の項又は13の項に該当する対象事業	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
	造成に係る土地の位置	新たに工業団地等又は宅地となる部分の面積が変更前の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。

19 別表第1の14の項に該当する対象事業	終末処理場の用に供される敷地の位置	新たに終末処理場の用に供される敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	汚泥の焼却施設の処理能力	汚泥の焼却施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
20 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量が10パーセント以上増加せず、かつ、排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
21 別表第1の16の項に該当する対象事業	レクリエーション施設の用に供するための土地の面積	新たにレクリエーション施設の用に供するための土地となる部分の面積が変更前の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
22 別表第1の17の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。